

令和8年3月24日

大阪府議会議長 金城克典様

提出者

大阪府議会議員 角谷庄一 藤村昌隆
しかた松男

賛成者

大阪府議会議員 橋本ゆうと 中川誠太
浦本ともえ 上田健二
大野ちかこ 山本真吾
前田洋輔 中野剛
中井もとき

第1号意見書案

障がい福祉サービスにおける支援現場の実態に合った報酬体系等への改善を求める意見書

近年、医学の進歩と相まって、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要となる医療的ケア児・者が増加傾向にある。

喀痰吸引、呼吸器管理、経管栄養、頻回なバイタル確認等の支援は、常時の見守りと高度な専門性を要し、支援に従事する人員体制やリスク管理の水準は、従来の福祉的支援とは大きく異なるものであることから、障がい福祉サービスの現場において求められる支援は、高度化・多様化している。

しかしながら、現行の障がい福祉サービスの報酬体系における医療的ケアに関する評価は、主として医療依存度や医療機器の使用状況を基準としたスコアに基づいて算定されており、周道的ケアの多さ、個別性の高さ、他利用者との接触リスク、突発的な状態変化への即応体制等、支援現場で実際に必要とされる負担やリスクが十分に反映されておらず、とりわけ、見守りに必要な人員体制についての評価が不十分であり、現場の安全確保に支障をきたしている。

また、生活介護や短期入所等での、医療的ケアを伴う入浴、夜間支援、送迎、専用区画の確保等は、通常の支援と比して著しく負担が大きいにもかかわらず、これらに対する加算や基本報酬の評価も不十分である。

さらに、看護師等の医療職の確保が全国的に困難となる中、福祉人材による医療的ケアの担い手拡充や、適切な役割分担を前提とした制度設計が不可欠であるにもかかわらず、現行の報酬体系はその方向性を十分に後押しするものとはなっていない。

このように、現行の制度設計は、医療的ケアにおいて必要とされる人員配置、専門性、責任の重さ、リスクに見合った評価が十分になされているとは言い難い状況であり、医療的ケア児・者のQOLを考え、よりよい支援をと尽力している事業所ほど経営的な負担を強いられている。

その結果、医療的ケア児・者の受け入れ抑制や、サービス提供体制の縮小を余儀なくされるという深刻な事態も生じている。

報酬改定の目的は、単なる事業所経営の安定に留まるものではない。経営の安定は「良質なサービスの継続」と「受け皿の拡大」に直結し、ひいては医療的ケア児・者とその家族が、地域で当たり前、自律的に生活の選択肢を持てる社会を実現するための基盤である。

よって、国におかれては、下記の事項について速やかに検討し、必要な制度改正及び報酬改定を行うよう、強く要望する。

- 1 医療的ケア児・者の支援について、見守り体制、周道的ケア、接触リスク等を含めた実態を的確に反映する新たな評価指標を導入し、支援内容に見合った報酬体系とすること。

- 2 生活介護、短期入所等において、医療的ケアを伴う入浴支援、夜間支援、送迎、専用区画の確保等について、医療的ケアの必要度や支援内容の個別性を適切に反映した報酬体系に応じた加算又は基本報酬の見直しを行うこと。
- 3 医療的ケア児・者の外出や社会参加を保障し、通学・通所・余暇活動における「移動の壁」を解消するため、介護・看護的サポートと移動支援を一体で提供できる新たな給付制度を創設すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 3 月 日

衆議院議長	}	各あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		
内閣府特命担当大臣（こども政策）		

大阪府議会議長
金城 克典

第2号意見書案

有権者の知る権利を阻害する選挙妨害への対応強化を求める意見書

選挙は、国民主権の根幹を成す民主主義の基盤であり、その自由、公正及び平穏は、何よりも優先して守られなければならない。とりわけ、有権者が候補者の訴えや政策に接し、自らの判断で投票行動を選択するための「知る権利」は、自由で公正な選挙を支える要素である。

しかし、近年の選挙において、候補者の演説等に対し、候補者の訴えを妨げようとする行為が確認されている。

表現の自由は、憲法第21条により最大限尊重されるべき重要な権利であるものの、他者の権利を侵害し、選挙の自由及び公正を破壊する行為までを正当化するものではない。

また、有権者が候補者の訴えに接する機会を奪い、自由な意思形成を妨げる行為は、決して看過されてはならないものである。

有権者の知る権利と、自由で公正な選挙を守るため、表現行為と選挙妨害の線引きを明確にし、有権者及び候補者双方の権利が確実に守られる実効的な対応が、国及び関係機関において速やかに講じられるよう、以下のことを強く要望する。

1 有権者の知る権利の保護

「知る権利」は、自由で公正な選挙を支える要素であることから、公職選挙法等の法令において知る権利の保護について議論を行うこと。

2 表現行為と選挙妨害の区別を明確化する指針の整備

選挙の自由及び公正を確保する観点から、表現行為と選挙妨害の線引きを具体的に整理し、速やかに国として明確な指針を策定すること。

3 整備された指針の着実な運用について

表現の自由を尊重しつつ、候補者及び有権者双方の権利が等しく守られる環境を確保するため、整備された指針を着実に運用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
内閣官房長官
国家公安委員会委員長

} 各あて

大阪府議会議長
金城 克典